

社会保険

職場から、県民一人ひとりの安心・健康な暮らしを

ふくひ 8・9²⁰²⁵月号

令和6年度 事業実施結果および決算関係報告

社会保険・労働保険のWeb動画配信がスタート

令和7年度「業務改善助成金」について

令和6年度「被扶養者資格の再確認」の実施結果について

知っておきたい！ 社会保険料のこと

シリーズ 「ねんきんネット」の便利な活用法

職場内で
閲覧しよう

新発見！ 再発見！
Discover
ふくひ

御誕生寺／越前市

通称「猫寺」と呼ばれ、行き場をなくした猫たちが暮らすお寺です。撮影したのは真夏の早朝。朝食を済ませた看板猫の「オオタクン」が、日本庭園の細道（猫の細道）を大仏様に向かって歩く後ろ姿は、妙に貫禄があります。

●撮影／yamau0519さん

令和6年度 事業実施結果および決算関係報告

会員事業主の皆様方には、日頃より福井県社会保険協会の事業運営にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

令和6年度事業実施結果並びに決算関係につきましては、令和7年5月29日開催の通常理事会、令和7年6月16日開催の定時評議員会においてそれぞれ決議され、いずれも原案どおりに承認されましたことをご報告いたします。

主な取組結果は以下のとおりです。

I 令和6年度事業実施結果

1 広報活動事業

- ①年6回、偶数月の15日に広報紙「社会保険ふくい」を発行。福井労働局、日本年金機構、全国健康保険協会に関する事務取扱い時の留意事項や主な制度改正を、周知すべき時期に掲載しました。
- ②ホームページと広報紙の連携を図りながら、新着情報欄を活用した協会各種事業を発信しました。また、引き続き広報紙バックナンバー版を掲載し、目次から記事の見直しができるよう対応しました。



2 制度普及啓発事業

- ①社会保険関係制度、届書作成時の参考図書として「社会保険の事務手続」((株)社会保険研究所)、「ライフステージにおける社会保険・労働保険」((一社)全国社会保険協会連合会)を6月に送付しました。
- ②6月に県内6会場において「社会保険事務講習会」、11月に県内3会場において「ねんきんシニアライフセミナー」を開催しました。

3 健康づくり啓発事業

医師、薬剤師、健康づくり事業者が行う啓発テーマに沿ってお申し込みをいただいた事業所に講師を派遣し、健康づくり講習会を開催しました。

4 福利厚生事業

協会と契約している施設の優待利用や、年間、夏季・冬季に限定し利用できる施設の利用補助券を発行しました。



II 令和6年度決算関係

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

● 経常増減の部

(単位: 円)

経常収益	受取会費	36,254,180
	雑収益	0
	受取利息	5,774
	経常収益計	36,259,954
経常費用	事業費	21,050,658
	管理費	18,864,817
	経常費用計	39,915,475
当期経常増減額		△3,655,521

● 経常外増減の部

(単位: 円)

経常外収益	0
経常外費用	0
当期経常外増減額	0
当期一般正味財産増減額	△3,655,521
一般正味財産期首残高	46,969,928
一般正味財産期末残高	43,314,407

※詳しくは当協会のホームページをご覧ください。

Web動画の配信がスタート!

今年の6月にお送りしました(一社)全国社会保険協会連合会発行の冊子「ライフステージにおける社会保険・労働保険」をベースとした動画の配信がスタートしました。

カテゴリ別に1コマ10分~15分程度です。仕事時間の合間などに冊子と併せてご覧いただきたいと思います。

動画での解説だから
わかりやすい!



7月末
リリース!

お手元に冊子がなくても、
社会保険・労働保険についてわかりやすく
ポイントを絞って説明しています。



コンテンツ

- 全編(約57分)
- ケガや病気(約13分)
- 社会保険の手続き(約12分)
- 結婚・出産・育児・介護の手続き(約12分)
- 働き方と社会保険(約11分)
- 退職後の手続き(約11分)

講師: 特定社会保険労務士 柳田恵一氏

- 「ライフステージにおける社会保険・労働保険」2024年度版から監修
- 月刊社会保険誌の「Q&A」を執筆



視聴をご希望の場合は
お問い合わせください!

- 1 福井県社会保険協会HPの上部メニュー「お問い合わせ」より、「お問い合わせ内容」を「Web動画希望」として送信ください。
- 2 ご入力いただいたメールに、動画視聴のURLとパスワードをお送りします。

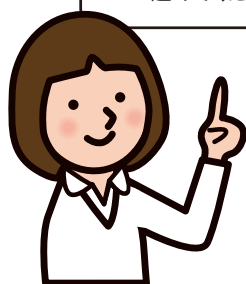
Web版施設利用会員証のご利用について

令和7年4月より「施設利用会員証」は「紙の会員証」に加えて、スマートフォンなどの端末を利用した「Web会員証」の利用がスタートしています。

福井県内3カ所の施設をはじめ、全国で契約いただいた施設が優待料金で利用できるものです。

今回号に会員特典の「Web版施設利用会員証のご利用について」を同封させていただきました。ぜひご利用いただきたいと思います。

登録手続きはカンタン!
同封した案内に沿って
進めてください!



- 1 2次元コードを読み込む
- 2 指定のパスワードを入力する
- 3 事業所名称(正式名称)を入力する
- 4 登録完了
(スクリーンショットなどでの保管が可能)

「利用時の留意事項」を一読していただき、順次ご利用いただけます。ホームページでは新着情報欄に「優待宿泊施設のご案内」を掲載しご案内しています。



設備投資をお考えの事業主の皆様! 令和7年度「業務改善助成金」



概要

事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です(同一事業場の申請は年1回まで)。

【設備投資等とは?】

機器・設備などの導入、経営コンサルティングなど

物価高騰等要件※1に該当する場合、助成対象経費の拡充が受けられます。パソコン、スマホ、タブレットの新規購入および乗車定員7人以上または車両本体価格200万円以下の自動車等も助成対象として認められます。

※1 物価高騰等要件:原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月における売上高総利益率または売上高営業利益率が、前年同月に比べ3%ポイント以上低下している事業者をいいます。

福井県内での活用事例

- 受注接客販売をDX化(食品製造業)
- 顧客管理情報のシステム化(建設業)
- 勤怠管理システムの導入(サービス業)
- リフト付き特殊車両の導入(医療・福祉業)
- セルフオーダーシステムの導入(飲食業)
- 専門家による業務フローの見直し(小売業)
- セルフ決済システムの導入(宿泊業)
- 食器洗浄機の導入(飲食業)
- POSレジシステムの導入(サービス業)
- 除雪機を導入(製造業)
- フォークリフトの導入(建設業)



今すぐ
ご確認ください!

下記の6つすべてにチェックが入る場合、助成金の対象になる
かもしれません! ※すでに実施されている場合は対象になりません。

対象になる事業場

- ☐ 中小企業・小規模事業者であること
- ☐ 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内であること。
福井県の場合は1,034円以下(令和6年10月5日から)
- ☐ 解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと

支給の要件

- ☐ 賃金引上げ計画を策定し、一定額以上引き上げること
- ☐ 引き上げ後の賃金額を支払うこと
- ☐ 生産性向上に役立つ機器・設備などを導入して業務改善を行い、その費用を支払うこと

令和6年度からの主な変更点

- 事業主単位での申請上限が600万円までとなりました。
- 大企業と密接な関係を有する企業(みなし大企業)は対象外となりました。
- 基準となる事業場内最低賃金労働者の雇用期間が、「3か月以上」から「6か月以上」になりました。
- 事業完了期限が、令和8年1月31日になりました。

手続きの流れ

申請書・事業実施計画等を
福井労働局へ提出

審査

交付決定

事業実施
(設備投資・賃金引き上げ)

事業実施
結果報告

審査

支給

申請期限と 賃金引き上げの期間

申請期間	【第1期】令和7年4月14日～令和7年6月13日 【第2期】令和7年6月14日～申請事業場に適用される地域別最低賃金改定日の前日
賃金引き上げ期間	【第1期】令和7年5月1日～令和7年6月30日 【第2期】令和7年7月1日～申請事業場に適用される地域別最低賃金改定日の前日
事業完了期限	【第1期】【第2期】ともに令和8年1月31日

区分	賃金を引き上げる労働者数・助成上限額 ※下段は事業場規模30人未満の事業者のみ対象				
	1人	2～3人	4～6人	7人以上	10人以上※
30円コース	30万円	50万円	70万円	100万円	120万円
	60万円	90万円	100万円	120万円	130万円
45円コース	45万円	70万円	100万円	150万円	180万円
	80万円	110万円	140万円	160万円	180万円
60円コース	60万円	90万円	150万円	230万円	300万円
	110万円	160万円	190万円	230万円	300万円
90円コース	90万円	150万円	270万円	450万円	600万円
	170万円	240万円	290万円	450万円	600万円

※10人以上の上限額区分は、物価高騰等要件に該当する事業者が選択できます。

助成率

申請を行う事業場の引き上げ前の事業場内最低賃金によって変わります。

984円以上1,000円未満	5分の4
1,000円以上1,034円以下	4分の3

申請様式など
詳しくはコチラ!



【お問い合わせ先】

業務改善助成金コールセンター ☎0120-366-440

【申請先】

福井労働局 雇用環境・均等室
福井市春山1-1-54

☎0776-22-0221

【賃金引上げに向けたワンストップ無料相談窓口】

ふくい働き方改革推進支援センター
福井市西木田2-8-1

☎0120-14-4864

お問い合わせ



福井労働局 雇用環境・均等室 ☎0776(22)0221

福井労働局

検索

事業主・加入者の皆様へ

令和6年度「被扶養者資格の再確認」の実施結果について

協会けんぽでは、健康保険法施行規則に基づき、健康保険の被扶養者として認定されている方が現在もその資格を満たしているかを確認するため、毎年被扶養者資格の再確認を実施しています。

被扶養者資格の再確認は、被扶養者の現況確認だけではなく、加入者の皆様の保険料負担の軽減につながる大切な確認となります。

令和6年度も事業主様ならびに加入者の皆様には、ご多用の中「被扶養者状況リスト」等の確認・提出にご協力をいただき誠にありがとうございました。実施結果については下記のとおりです。



令和6年度の実績(全国計)

再確認の結果
被扶養者から
解除となった人

63,398人

被扶養者の解除により

見込まれる

拠出金(前期高齢者納付金)の負担軽減額

約11億円

被扶養者資格の再確認が
保険料の軽減につながるのなぜ?

高齢者の医療費の財源には、公費(税金)、保険料および本人負担によるほか、協会けんぽを含む各医療保険者からの拠出金等(加入者の皆様が納められた保険料)が充てられています。

この各医療保険者からの拠出金を算定する際、被扶養者分についても拠出金算定の対象となるため、被扶養者の異動(解除など)の届出は事業主様から確実に提出されることが重要です。再確認を行うことで、左記のような協会けんぽが負担する拠出金等の額は軽減され、ひいては加入者の皆様の保険料軽減につながるることとなります。

年1回の被扶養者資格の再確認は、加入者の皆様の保険料負担を適正に保つための大変重要な役割があります。

「被扶養者資格の再確認」の結果、
多かったのは扶養解除漏れ(届出漏れ)

被扶養者自らが就職し、健康保険の被保険者になった場合は、速やかに「健康保険被扶養者(異動)届」(被扶養者の解除)を、当時の被保険者の勤務先事業所を通じて日本年金機構に提出しなければなりません。

●届出はその都度必要です!

被扶養者となっているご家族が、就職により健康保険の被保険者になる場合や、被扶養者のまま一定の収入基準を超える場合など、被扶養者の条件に該当しなくなった時は、その都度「健康保険被扶養者(異動)届」の提出が必要となります。

※提出先は日本年金機構となります。

日本年金機構 被扶養者異動届

検索



被扶養者が就職したなどの状況把握・対応は大変重要です。「健康保険被扶養者(異動)届」の提出を忘れずにお願いします!

令和7年度「被扶養者資格の再確認」について

令和7年度も「被扶養者資格の再確認」を実施する予定です。時期や内容などの詳細が決定次第、協会けんぽのHP等にてお知らせいたします。

ご協力よろしくお願いいたします!



知っておきたい! 社会保険料のこと

チェック1 社会保険料の計算方法は?

厚生年金保険・健康保険の保険料は、算定基礎届の提出に基づき、毎年9月に決定(入社時や随時改定時を除く)する標準報酬月額に保険料率をかけて計算します。

標準報酬月額320,000円の年金太郎さん(42歳)の場合の社会保険料を算出してみました。

社会保険料		標準報酬月額 × 保険料率 = 保険料
厚生年金保険料		320,000円 × 18.3 / 100 = 58,560円 ※厚生年金基金非加入の率
健康保険料	ポイント1	320,000円 × 9.94 / 100 = 31,808円 ※協会けんぽ福井支部の率
介護保険料	ポイント2	320,000円 × 1.59 / 100 = 5,088円
こども・子育て拠出金	ポイント3	320,000円 × 0.36 / 100 = 1,152円



ポイント1

保険料率は加入する医療保険者によって異なります。また、協会けんぽの保険料率は都道府県によって異なります。

ポイント2

40歳から64歳までの方が対象となる介護保険料は、健康保険料と合わせて負担していただきます。

ポイント3

児童手当の支給に要する費用の一部として、事業主の方に全額負担していただきます。

チェック2 社会保険料はどのように控除するの?

厚生年金保険と健康保険の保険料は、被保険者と事業主がそれぞれ半分ずつ負担する「労使折半」とされ、毎月の給与から控除する保険料については「前月の標準報酬月額にかかる保険料を控除することができる」と定めています。

また、給与から保険料を控除したときは、控除額を被保険者に通知することとされています。

2025年10月 給与明細					年金太郎 様
2025年10月25日支給					〇〇△△株式会社
支 給	基本給	残業手当	通勤手当		支給計
	285,000	18,000	12,000		315,000
控 除	健康保険料	厚生年金保険料	雇用保険料	所得税	控除計
	18,448	29,280	1,732	7,070	56,530
前月分(9月分)の保険料 「健康保険料」+「介護保険料」				差引支給額	258,470



ポイント4

標準報酬月額または保険料率の変更がない場合、毎月の給与額が変動しても控除される保険料は変わりません。

ポイント5

介護保険料は40歳から64歳までの方が対象となり、控除額は健康保険料と介護保険料の合計額を折半した額となります。

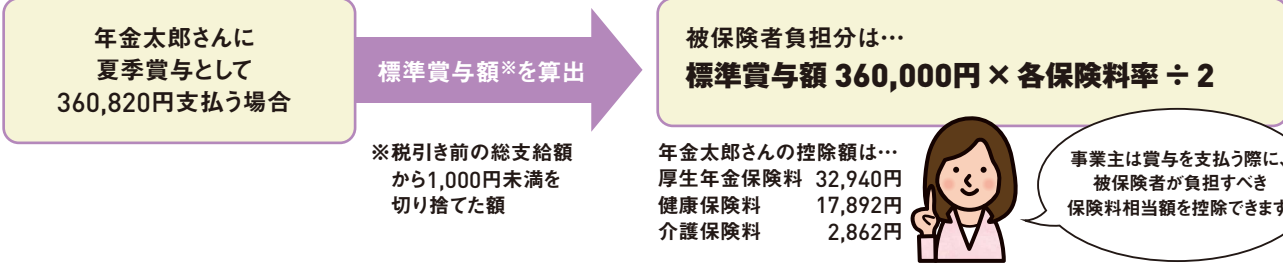
被保険者資格を取得したときや、算定基礎届・月額変更届などにより、日本年金機構から標準報酬月額決定・改定通知書が届いたときは、速やかに被保険者へ通知してください。



チェック3 賞与保険料の計算方法は?

賞与を支給した場合も毎月の健康保険・厚生年金保険料と同じく保険料が生じます。算出には、毎月の社会保険料と同じ保険料率を用います。

保険料額については、まず標準賞与額を算出し、保険料率をかけて計算します。



チェック4 保険料が納入告知額と相違する場合は?

毎月20日頃、事業主様あてに「納入告知書」等を送付しています。事業所からご提出いただいた届書を基に、前月分(当月未納付分)の保険料額を計算してお知らせするものです。

「納入告知書」の保険料額が合わない場合、次のケースが考えられます。

問い合わせの多いケースです!

- 従業員の雇い入れや退職に伴うもの
- 賞与の支払い
- 算定基礎届、月額変更届の提出による標準報酬月額(保険料額)の変更
- 産休・育児休業による保険料の免除

保険料額の内訳を確認したい場合は…

「保険料増減内訳書」にて、保険料額の増減理由や内訳を確認することができます。

増減内訳書は「オンライン 事業所年金情報サービス」を利用することで簡単に見ることができます。

また、「オンライン 事業所年金情報サービス」の利用で、納入告知書等が届く約1週間前に社会保険料額を確認することも可能です。

ぜひご利用ください。

オンライン 事業所年金情報サービス 検索



届け出の遅れは保険料額が合わない原因となります。届書ごとの提出期限を守りましょう!



詳しくはこちら!

シリーズ 「ねんきんネット」の便利な活用法 Vol.2 電子申請について

まだ「ねんきんネット」を使ったことがない方へ
「ねんきんネット」でできること、便利な機能については2次元コードから動画をチェック!ぜひご利用ください。



ますます便利に簡単に! お勤め先を退職したときの国民年金加入の手続きや保険料の納付など、スマホで完結できます!

こんなことができます!

- 国民年金の加入手続き
- 保険料の納付、口座振替手続き
- 保険料の免除、学生納付特例の手続き
- 老齢年金請求(一部の方のみ利用可能)
- 扶養親族等申告書の提出

電子申請3つのメリット!

- 1 スマホで簡単に申請できます!
- 2 24時間365日、いつでも申請できます!
- 3 処理状況や申請結果を速やかに確認できます!

手続きは思った以上にカンタンでした!

電子申請手続きの動画はこちら!

ご利用はマイナポータルと「ねんきんネット」の連携から!



Discover ふくい

新発見! 再発見!

表紙の場所は…

御誕生寺(ごたんじょうじ)／越前市

(2024年8月17日撮影)

表紙写真募集!

会員事業所の皆様が撮影した、とっておきの美しいふさと福井の風景を「社会保険ふくい」の表紙に掲載しませんか? ご応募お待ちしております。

メールで件名「社会保険ふくい表紙画像」として、メール本文に ①撮影者名(紙面に掲載するもの) ②撮影場所 ③撮影日時 ④写真のタイトル ⑤写真の説明 ⑥掲載紙送付先(住所・氏名)を記載し、画像データを添付して、下記メールアドレスまでお送りください。

furusatofukui@urala.co.jp



社会保険協会費納入のご案内

社会保険協会費納入には口座振替が便利です!

協会年会費の納入方法として「コンビニ収納サービス」を導入しています。銀行窓口利用時の振込手数料負担軽減を図るための対応であり、会員事業主の皆様には引き続きコンビニエンスに赴いていただき納入手続きをお願いしているところです。

福井県社会保険協会では、年会費の納入方法として口座振替を推奨しています。

口座振替をご検討いただけます事業主様はご連絡をお願いいたします。ご依頼に基づき「口座振替依頼書」を送付いたしますので、よろしくお願いいたします。



口座振替のメリット

- 金融機関やコンビニエンス窓口での手間が省けます。
- 払込通知書兼領収書の紛失が防げます。
- 毎年4月27日(休日の場合は翌営業日)に確実に引き落としいたします。
- 通帳に「社会保険協会費」と記録いたします。
- また、協会が負担する手数料も軽減されることにつながります。



カンタンな手続きで
メリットがいっぱいです。
ご検討ください!



手続き方法と手順

- ①当協会までお電話ください。
(電話:0776-53-8016)



- ②お送りします「口座振替依頼書」の記載と金融機関お届け印を押印願います。



- ③返信用封筒に切手を貼り、記入した依頼書の1枚目と2枚目を封入し、協会まで送付してください。

銀行窓口での
手続きは不要です!



INFORMATION

年金事務所相談のご案内(8~10月)

予約受付専用電話へ

時間／8:30~17:15

※月曜(休日の場合は週初めの平日)
は19:00まで

※第2土曜は9:30~16:00

休み／土・日曜、祝日

※第2土曜は休日相談日

出張相談所も実施中

右の日時で開催します。
ご利用の際は事前に
年金事務所へお電話し
予約受付をしてください。

(注) 12:00~13:00は休憩時間と
させていただきます。

勝山市民会館	9月11日(木) 10月9日(木)	10:00~15:30
大野商工会議所	8月28日(木) 9月25日(木) 10月23日(木)	10:00~15:30
小浜市文化会館4階 (小浜市役所横)	8月28日(木) 9月11日(木)・25日(木) 10月9日(木)・23日(木)	10:00~15:00

年金相談の予約をご利用ください!

(受付時間) 月~金(平日) 8:30~17:15

予約受付
専用電話

0570-05-4890

福井年金事務所 ☎0776(23)4518(自動音声案内)
武生年金事務所 ☎0778(23)1126(自動音声案内)
敦賀年金事務所 ☎0770(23)9904(自動音声案内)

令和7年8月13日

(記事提供)厚生労働省福井労働局、日本年金機構 福井・武生・敦賀 年金事務所、全国健康保険協会福井支部
(発行)一般財団法人 福井県社会保険協会 (制作)株式会社 ウララコミュニケーションズ